

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡父（以下「被災者」という。）は、○年○月から○年○月までの間の約12年6か月、坑夫として粉じん作業に従事していた。
- 2 被災者は、○年○月○日付けで労働基準局長（現労働局長）から、じん肺管理区分「管理2、合併症：続発性気管支炎」の決定を受け、A医療機関において療養していたが、○年○月○日に死亡した。死体検案書には、「直接死因：閉塞性心不全」、「その原因：慢性閉塞性肺疾患」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、被災者はじん肺による呼吸不全・心不全が進行し死亡したことは明らかである旨主張している。

(2) そこで、まず、被災者のじん肺及びその合併症の病状について本件に係る医師の見解をみると、以下のとおりである。

B医師は、○年○月○日付け意見書において、「被災者はじん肺、慢性閉塞性肺疾患はあったが、在宅酸素投与が必要な状態ではなく、高度の肺障害はなかった（レントゲン及び肺CTで確認）。」との意見を述べている。この点、○年～○年のじん肺用診断書における被災者のじん肺の状態をみると、X線写真上のじん肺の陰影は、すべて第1型（じん肺による粒状影又は不整形陰影が少数ある）であり、当初から少数の陰影を認めるのみでほとんど悪化することなく安定して推移したと認められる。また、被災者の肺機能検査をみても、○年～○年の3年間において、%肺活量は60%以上であり、1秒率も年齢・性別の限界値を上回っており、著しい肺機能障害は認められない。

続発性気管支炎については、C医療機関の診療録におけるG医師の記述には続発性気管支炎の悪化をうかがわせるものではなく、安定した状態にあったと思料される。

当審査会としては、上記医学的所見から総合的に判断すると、被災者のじん肺症及び続発性気管支炎の病状は、経過において安定しており、呼吸不全を来し得るような明らかな悪化は認められないと判断する。

(3) 以上の被災者のじん肺症及びその合併症の病状を基に、被災者の死亡原因とじん肺症及びその合併症との因果関係についてみると、以下のとおりである。

C医師作成の○年○月○日付け死体検案書には、「直接死因：閉塞性心不全、その原因：慢性閉塞性肺疾患」と記載されている。この点、G医師は、○年○

月○日付け意見書において、「経過からすると、じん肺の急性増悪による悪化も疑われる。死亡との因果関係は否定できない。」との意見を述べている。

これに対し、B医師は、前記（2）の意見書において、「心室頻拍症があり投薬治療を受けていた。死亡時の状況から心臓性突然死と考えられ不整脈死と判断する。死亡原因より業務外と考えられる。」との意見を述べ、D医師は、○年○月○日付け意見書において、「本件の死亡原因は急性心不全とも急性呼吸不全とも考えられるが、特定できない。じん肺及び続発性気管支炎は本件死亡に何らかの影響はあったと考えられるが、どの程度の因果関係があったかは不明である。」との意見を述べている。さらに、E医師は、○年○月○日付け意見書において、「死亡原因は、腹部急性疾患、脳血管疾患若しくは心血管疾患、不整脈が考えられるが、肺疾患との関連はない。本件死亡とじん肺、続発性気管支炎との直接因果関係はない。」との意見を述べている。

当審査会としては、被災者の死亡原因については、上記医師らの見解が分かれているものの、じん肺及び続発性気管支炎の病状は上記（2）で示したとおりであることから、E医師の意見は妥当であり、死亡原因の如何を問わず、じん肺症及び続発性気管支炎と本件死亡との間に相当因果関係は認められないと判断する。

よって、被災者の死亡を業務上の事由によるものと認めることはできない。

（4）請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。